

所得税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 退職一時金等に係る退職所得控除額の計算の基礎となる組合員等であった期間に含めるものとされる個人型年金加入者期間について、確定給付企業年金制度終了時の残余財産を個人型確定拠出年金の年金資産に移換することが可能とされることに伴い、移換前の確定給付企業年金の残余財産の分配により分配される資産に係る一定の期間を個人型年金加入者期間に準ずる期間に加えることとする。(第18条の3関係)
- 2 隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していた場合等の必要経費不算入措置の対象から除外される売上原価の額等について、その売上原価の額等の基因となる取引に係る帳簿書類その他の物件の保存場所を定めることとする。(第21条の3関係)
- 3 少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入制度及び一括償却資産の必要経費算入制度における主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定基準を定めることとする。(第34条の2、第34条の3関係)
- 4 支払調書等の提出の特例の対象となる記録用の媒体から、磁気テープを除外することとする。(第97条の4関係)
- 5 配当等とみなす金額に関する支払調書及び支払通知書等について、書式の所要の整備を行うこととする。(別表第五(七)、別表第五(二十九)関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)